

下水道をご利用する際に発生する費用等について

1. 排水設備工事費用

公共ます設置後に、下水道への宅内の排水設備工事を行います。その際に発生する費用については、個人負担となります。

また、排水設備業者へ依頼する際には、かかる費用等について見積等を取られてもよいかと思います（見積書が有料の場合もありますので事前に業者へ確認願います）

※排水設備工事の施工を行えるのは、市指定の排水設備業者のみとなっておりますので、ご注意ください。

2. 受益者負担金（分担金）

公共ますを設置する土地並びに同一利用状況の土地について、受益者負担金（分担金）が発生いたします。

受益者負担金（分担金）とは下水道建設費の一部をご負担いただき、下水道建設の促進に役立てていく制度となっており、対象となる土地に対して1度限り発生する負担金となっております。

鏡町・千丁町を除く旧八代市の受益者負担金（分担金）は245円/㎡となり、すでに以前賦課・納付が済んでいる土地については、負担金（分担金）は発生いたしません。

3. 下水道使用料

公共ます設置工事の後、宅内の排水設備工事・検査も終わり、いよいよ下水道のご利用となります。下水道のご利用に伴い下水道使用料が発生いたします。

各ご家庭から流れる汚水を水処理センターに集め、きれいに処理をして川や海に返します。下水道使用料はこういった施設の管理運営費等に使用されます。

下水道使用料の算定方法は、使用される水源により異なります。上水道の場合には量水器（メーター）がついておりますのでその流量で、井戸水の場合は認定水量（お住まいのご人数）で料金の計算を行います。

詳しい内容をお聞きになりたい場合や、ご不明な点などありましたらお気軽に担当課までお尋ねください

（担当課）下水道総務課

電話：0965-33-4147

（直通）